

2農振第2702号
令和3年4月1日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の一部改正について

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本要綱の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本要綱の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

農村地域防災減災事業のうち農村地域防災減災事業実施要領第3の2の(1)から(9)まで、 <u>(11)</u> 及び <u>(14)</u> 並びに3の(1)に掲げる事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
基幹水利施設管理事業	<u>土地改良関係施設補助金交付要綱</u>	<u>昭和31年7月28日</u>	<u>31農地第3543号</u>	<u>農林事務次官</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大規模海岸保全施設改良事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>津波対策緊急事業</u>	<u>農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱</u>	<u>令和3年3月30日</u>	<u>2農振第2707号</u>	<u>農林水産事務次官</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

農村地域防災減災事業のうち農村地域防災減災事業実施要領第3の2の(1)から(9)まで及び <u>(12)</u> 並びに3の(1)に掲げる事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>広域農業水利施設総合管理事業</u>	<u>広域農業水利施設総合管理事業実施要綱</u>	<u>平成元年7月7日</u>	<u>元構改A第986号</u>	<u>農林水産事務次官</u>	(略)
<u>国営造成施設県管理費補助事業</u>	<u>土地改良関係施設補助金交付要綱</u>	<u>昭和31年7月28日</u>	<u>31農地第3543号</u>	<u>農林事務次官</u>	(略)
基幹水利施設管理事業	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	基幹水利施設管理事業実施要綱	平成8年7月31日	8構改A第595号	農林水産事務次官	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大規模海岸保全施設改良事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。